

令和3年八郎潟町議会第6回臨時会 会議録

令和3年11月30日(火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第6回臨時会は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。4番 北嶋賢子君、5番 石井清人君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、第6回臨時会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
昨日29日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会の議案は、条例の一部改正3議案であります。
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
それでは、日程第3、議案第51号から日程第5、議案第53号までの条例改正の3議案については関連がございますので一括議題と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。
本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
配布資料の1ページをご覧ください。
議案第51号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
令和3年度秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の期末手当の額を改正するものでございます。
主な改正内容は、一般職員の期末手当の年間支給月数を0.1カ月引き下げ、2.45カ月分としたことのほか、再任用職員の期末手当については0.05カ月分引き下げ、年間支給月数を1.35カ月分としたものであります。
なお、本条例は、令和3年12月1日から施行することとし、第2条の規定は、令和4年4月1日から適用することとしております。
- 次に、資料4ページをご覧ください。
議案第52号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の支給率について改正するものでございます。
主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても0.1カ月引き下げ、年間支給月数を2.8カ月分としたことであります。
なお、本条例は、令和3年12月1日から施行することとし、第2条の規定は令和4年4月1日から適用することとしております。
- 次に、資料6ページをご覧ください。
議案第53号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例について

議案第51号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、議員の期末手当の支給率についても改正するものでございます。

主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても0.1カ月引き下げ、年間支給月数を2.8カ月分としたこととございます。

なお、本条例は、令和3年12月1日から施行することとし、第2条の規定は、令和4年4月1日から適用することとしております。

ご審議のほど、宜しくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第51号に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 実は今回、国家公務員の方は人事院勧告をちょっと6月に先送りしたという事実がございました。総務省は地方自治体にある程度準じてほしいというところを訴えておりました。これはたぶん色んな自治体の判断になるんですけども、青森県のむつ市などは職員の給与、ボーナス減額は据え置いて、組長の減額といった判断もあったと伺っております。
これは秋田県に準ずるものだと思うんですけども、一応こういったことは把握してるものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えいたします。
小柳議員言われるとおり、本町の場合は県人事委員会に準じて期末手当の引き下げをこれまでも行っておりますので、県人事委員会に合わせて0.1カ月分引き下げるものでございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、議案第51号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第51号は、原案どおり可決されました。
次に、議案第52号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、議案第52号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第52号は、原案どおり可決されました。
次に、議案第53号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第5、議案第53号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第53号は原案どおり可決されました。
今期臨時会に付託された事件は全て終了いたしました。
これをもって八郎潟町議会第6回臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(閉会 午前10時12分)